

## 自主規制モニター会議議事要旨（2020年9月2日）

### I 日時：

2020年9月2日（水）15時00分～17時00分

### II 場所：

日本公認会計士協会 公認会計士会館2階ホール

### III 出席者：

#### ○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

後藤敏文委員、小林麻理委員、園 マリ委員、平野 剛委員、三宅 弘委員、宮園雅敬委員、森本 学委員、山浦久司委員

※ 下線を付した委員はウェブ会議システムにより出席

#### ○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（担当副会長）、佐藤久史（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### 1. 新型コロナウイルス感染症への協会全体の対応

新型コロナウイルス感染症への協会全体の対応について、【資料2】に基づき、協会会長から説明があった。

#### 2. 自主規制の活動報告（年次報告）

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の2019年度の年次の運用状況について、【資料3-1】から【資料3-4】までに基づき、担当役員から報告があった。

#### 3. 自主規制の活動報告（論題）

##### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応下を実施した監査に対する自主規制全体としての対応、並びに品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度における影響とその対応について、【資料4-1】から【資料4-3】までに基づき、担当役員から説明があった。

(2) 行政処分勧告対象監査事務所への対応

公認会計士・監査審査会による行政処分等の勧告対象となった監査事務所について、自主規制全体としての会則に基づく個別的指導・監督施策の実施等の対応、並びに品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度における対応について、担当役員から説明があった。

(3) その他

前回の会議における論題に関連して、循環取引への対応の検討状況、及び懲戒処分等の実効性向上に係る施策の検討のための「会則違反が明らかな事案の懲戒手続検討プロジェクトチーム」の組成について、担当役員から説明があった。

このほか、継続的専門研修制度における不適切な事案への対応状況について、担当役員から説明があった。

4. 意見交換

上記1から3までについて、以下のような意見があった。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について（1及び3(1)関係）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、長期的にみて、企業がどのような事業変革や構造改革の展開を辿っていくのか、非常に関心を持っている。過度に楽観的でない、法人としての考え、経営者のマネジメントアクションやビジョンを確認していく必要があり、そのためには、監査人と経営側とのディスカッションが非常に有用であると考え。財務諸表監査と併せて、こうした点についても深掘りした対応をお願いしたい。
- 昨年の会則変更による新体制への移行も含め、コロナ禍において品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度が円滑に運用されているか、本年度の実績を踏まえてその在り方を確認していく必要がある。

(2) 自主規制各制度の年次報告について（2関係）

① 品質管理レビュー制度関係

- 品質管理レビュー制度が公認会計士に対する社会の信頼性確保のために協会として積極的に取り組んでいかなければならない重要な自主規制施策であるならば、その運用状況を社会に向けて発信する「品質管理委員会年次報告書」については、記載の充実、併せて公表している「品質管理レビュー事例解説集」との紐

付け等、具体的な内容がより伝わるような工夫が必要ではないか。

- 個別具体的な事案を特定されない形での一般的な記載が見受けられるが、情報発信の必要性・重要性を踏まえ、情報をどの程度開示するか改めて検討されたい。情報の開示を、問題となった監査事務所に対する制裁的な措置と捉えるのではなく、社会に向けた情報発信として前向きに取り組む必要があると考える。

## ② その他

- 品質管理レビュー制度や個別事案審査制度においては、監査事務所に対する手続が中心とされているが、例えば、会社と監査人との間の深度のある議論が前提となるKAM（監査上の主要な検討事項）のような事項を取り上げる場合に、監査人側だけでなく、被監査会社側の視点や見解を取り入れる仕組みがあれば、よりよい機能を発揮できるのではないか。

## (3) 行政処分勧告対象監査事務所への対応について（3(2)関係）

- 資本市場の混乱を回避するために各方面での外部機関との連携があったとのことであるが、本件のような社会的影響度の高い事案については、引き続きよりよい連携の在り方を検討し、促進していくことが望ましい。

## (4) 循環取引について（3(3)関係）

- 監査人の守秘義務の制約がある中、個々の監査に係る調査での全容解明までは難しいかもしれないが、循環取引が繰り返され、事後的に判明するようなことが続けば、結果として、監査の信頼を大きく損なうことになるため、引き続き、早期発見・防止に向けた対応策を検討されたい。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

Tel 03-3515-1134